

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和7年5月23日

世田谷区

1 概要

(1) 件名

戸籍の氏又は名の振り仮名の届書入力等業務委託

(2) 業務内容

別紙「業務委託要領」のとおり

参考数値（令和7年3月31日現在）本籍数 357,018件 本籍人口 846,667人

(3) 履行期間

契約の日から（令和7年8月上旬）～令和8年3月31日

2 参加資格要件

参加表明書提出時において、次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」又は国際規格ISO/IEC 27001の標準規格である「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」の認証を取得し、継続的に更新していること。なお、参加表明書の提出にあたっては、この要件を満たしていることを確認ができる資料を提出すること。
- (2) 令和2年度以降、人口20万人以上の自治体の戸籍の届出入力又は戸籍の証明書発行業務の受託経験があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (4) 世田谷区の物品買入れ等競争入札参加資格の営業種目「情報処理業務」に登録があること。
- (5) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申し立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (7) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
なお、参加表明書の提出にあたっては、この要件を満たしていることを確認ができる資料を提出すること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの者と関係を有する者ではないこと。

- (9) 「戸籍の氏又は名の振り仮名の届書入力等業務委託に係る事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。委員は以下とおり。

委員長：地域行政部長 菅井 英樹

委員：地域行政部住民記録・戸籍課長 越智 則之

総務部区政情報課長 田中 茂樹

烏山総合支所区民課長 荒木 義昭

3 提案書の提出者を選定するための条件

本件では提案提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 円滑な執行体制

- ・ 人員体制（責任者の配置、配置人数等）
- ・ 欠員等が生じた場合の対応
- ・ 障害、事故、災害等の一般的なリスクに対する対応

(2) 円滑な業務運用

- ・ 業務内容の適切な理解
- ・ 業務を誤りなく正確に遂行するかつ滞りなく完了し得る能力
- ・ 業務システムの操作を確実にこなせる I T スキル
- ・ 戸籍等に関する基礎的な知識の習得に向けた研修の実施
- ・ 個人情報保護に対する研修の実施

(3) リスク管理

- ・ 個人情報保護の考え方、管理体制
- ・ 情報漏洩等が発生するリスクの想定とその対策

(4) 類似業務の受託実績

(5) 見積内容及び金額の妥当性

5 手続き等

(1) 担当課

世田谷区地域行政部住民記録・戸籍課

戸籍事務調整係 小野 真島

電 話：03-5432-2239

※問い合わせは、土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで

(2) 説明書並びに参加表明書の交付期間、場所及び方法

① 期間

令和7年5月23日（金）から令和7年6月5日（木）まで
（土日祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

② 提出場所

「5(1) 担当課」に同じ。

③ 配付方法

区のホームページ又は「5(1) 担当課」窓口で交付

※ 窓口での配付時間は午前9時～午後5時までとする（土・日曜日、祝日を除く）。

(3) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

① 提出期限

令和7年6月5日（木）午後5時（必着）

② 申込先

「5(1) 担当課」に同じ。

③ 提出方法

別途指定する様式に、事業者名、所在地、連絡先、部署名、担当者名及び参加資格事項等を明記し、必要書類を添付すること。

なお、郵送する場合は、期限内必着とする。未着や遅延は、理由を問わず提出を受け付けない。また、必ず「特定記録郵便」もしくは「書留郵便」とし、令和7年6月4（水）午後5時までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

(4) 招請通知書の発送

令和7年6月12日（木）（予定）に郵送で通知する。

(5) 提案書の期限、提出場所及び方法

① 提出期限

令和7年7月11日（金）午後5時（必着）

② 提出場所

「5(1) 担当課」に同じ

③ 提出方法

持参又は郵送

窓口への持参、郵送又は電子メール（メールアドレスは招請通知に記載する。）郵送の場合は、受付期間内必着とする。未着や遅延は、理由を問わず提出を受け付けない。また、必ず「特定記録郵便」もしくは「書留郵便」とし、令和7年7月10日（木）午後5時までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 「5(1) 担当課」に同じ

(6) 費用負担参加申込書及び提案書の作成並びに提出にかかる業者の費用については、世田谷区では一切負担しない。

(7) 提出物の取り扱い

本選定の過程において業者から提出された資料等については返却しない。

(8) 透明性、公平性の確保

透明性、公平性を確保する観点から、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の称号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）については、世田谷区情報公開条例（平成13年3月13日、世田谷区条例第6号）の規定に基づき第三者に開示する場合がある。

(9) 契約

事業者選定後、世田谷区と優先交渉権を付与された事業者の協議により、最終的な仕様を決定し、後日契約する。

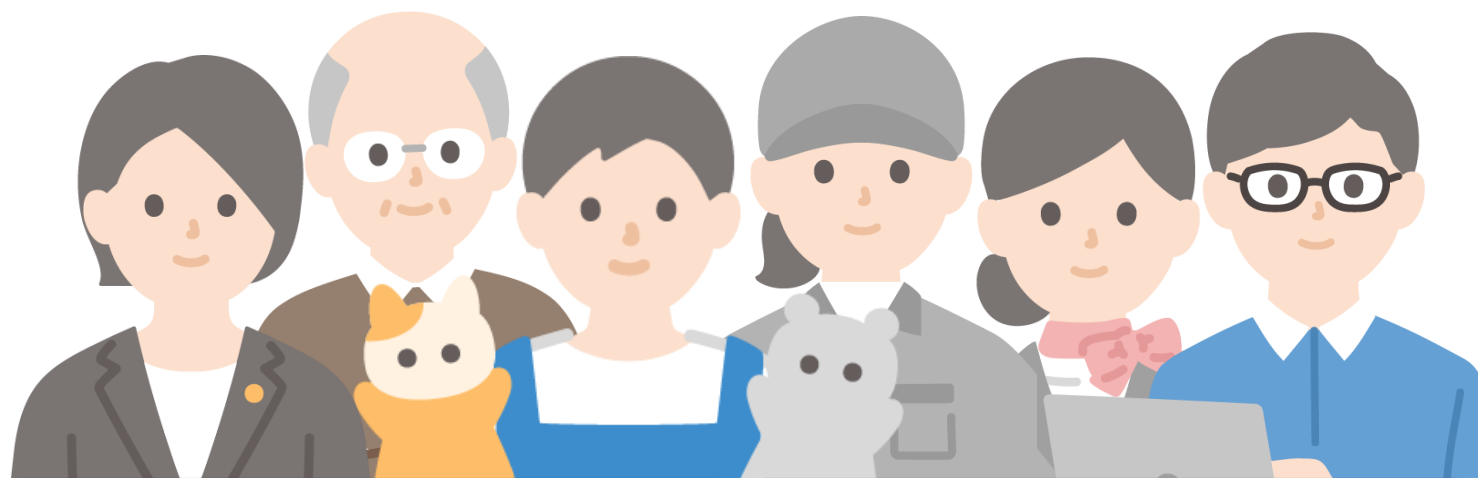
(10) 参加表明書や提案書等提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。

(11) 提出期限以降における参加表明及び提案書の差替え又は再提出は認めない。

(12) 労働報酬下限額

区との契約では単年度で予定価格2,000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



工事請負契約の
技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの**85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の
労働者

1 時間あたり

1,460円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係

電話：03-5432-2145～2152・2173・2435

FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特 殊 作 業 員	3,177円	さ く 岩 工	4,208円	左 官	3,507円
普 通 作 業 員	2,848円	トンネル特殊工	3,804円	配 管 工	3,039円
軽 作 業 員	1,966円	トンネル作業員	3,294円	は つ り 工	3,199円
造 園 工	2,880円	トンネル世話役	4,304円	防 水 工	3,836円
法 面 工	3,549円	橋りょう特殊工	3,698円	板 金 工	3,634円
と び 工	3,496円	橋りょう塗装工	3,772円	タ イ ル 工	2,880円
石 工	3,485円	橋りょう世話役	4,314円	サ ッ シ 工	3,411円
ブ ロ ッ ク 工	3,241円	土木一般世話役	3,443円	屋 根 ふ き 工	3,602円
電 工	3,464円	高 級 船 員	4,059円	内 装 工	3,507円
鉄 筋 工	3,464円	普 通 船 員	3,273円	ガ ラ ス 工	3,358円
鉄 骨 工	3,145円	潜 水 士	5,302円	ダ ク ト 工	3,145円
塗 装 工	3,666円	潜 水 連 絡 員	3,879円	保 温 工	2,944円
溶 接 工	3,932円	潜 水 送 気 員	3,762円	設 備 機 械 工	2,975円
運転手（特殊）	3,241円	山 林 砂 防 工	3,411円	交 通 誘 導 員 A	2,147円
運転手（一般）	2,699円	軌 道 工	6,099円	交 通 誘 導 員 B	1,870円
潜 かん 工	3,932円	型 わ く 工	3,369円	上記以外の職種	1,460円
潜 かん 世 話 役	4,707円	大 工	3,230円		

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,619円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和7年3月14日告示によるものです。
適用対象は令和7年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。